

# 1. 魚類調査

## 1. 魚類調査

### 1.1 魚類調査結果の概要

#### (1) 確認種

今回とりまとめを行った一級河川 32 水系 42 河川（直轄管理区間 39 河川、指定区間 9 河川（うち、指定区間のみ実施が 3 河川））および二級河川 9 水系 9 河川で確認された魚類は 18 目 73 科 278 種でした。

確認種数が最も多かった一級河川は、中国地方の斐伊川で 100 種、次いで中部地方の木曾川水系揖斐川で 82 種でした。二級河川では、中部地方の相川で 36 種でした。

#### (2) 重要種<sup>注1)</sup>

今回とりまとめを行った 51 河川で確認された重要種は、環境省のレッドデータブックで絶滅危惧 I A 類に指定されているイタセンパラ、サンヨウコガタスジシマドジョウ、アリアケヒメシラウオ等 83 種でした。

環境省のレッドデータブックには、ワタカやホンモロコといった琵琶湖固有の種や、サツキマスとサクラマスといった分布域の異なる近縁種が掲載されています。これらの種は、放流等の人為的な移動等によって自然分布域以外の水系で確認されることが多くなっており、地域固有の生態系への影響も懸念されています。したがって、自然分布域ではないと考えられる水系で確認されている場合は、重要種として計数していません。

重要種の確認種数が最も多かった河川は、中部地方の木曾川水系揖斐川で 24 種、次いで九州地方の六角川で 21 種でした。

#### 注1) 重要種について

本資料においては、次の文献のいずれかに該当する種や亜種を重要種としました。

- ・「文化財保護法」の特別天然記念物および天然記念物。
- ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の国内希少野生動植物種および緊急指定種。
- ・環境省編（2014）「レッドデータブック 2014」掲載種（2014：哺乳類、鳥類、爬虫類・両生類、貝類、その他無脊椎動物、2015：汽水・淡水魚類、昆虫類、維管束植物）

絶滅：我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。

野生絶滅：飼育・栽培下でのみ存続している種。

絶滅危惧 I A 類：ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種。

絶滅危惧 I B 類：I A 類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種。

（注：貝類、底生動物、陸上昆虫類等では I A 類と I B 類を併せて「絶滅危惧 I 類：絶滅の危機に瀕している種」としている。）

絶滅危惧 II 類：絶滅の危険が増大している種。

準絶滅危惧：現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種。

情報不足：評価するだけの情報が不足している種。

絶滅のおそれのある地域個体群：地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれが高い個体群。

#### (3) 国外外来種<sup>注2)</sup>

##### 1) 国外外来種の確認状況

今回とりまとめを行った 51 河川で確認された国外外来種は、オオクチバス、ブルーギル、カムルチー等 19 種でした。

国外外来種の確認種数が最も多かった河川は、関東地方の利根川水系利根川本川で 13 種、次いで東北地方の阿武隈川、関東地方の利根川水系中川・綾瀬川、江戸川で 9 種でした。地方別では、関東地方で 14 種と多く確認されました。

## 2) 特定外来生物の確認状況

上記の国外外来種のうち、外来生物法が定める特定外来生物<sup>注3)</sup>は、アメリカナマズ科のチャネルキャットフィッシュ、カダヤシ科のカダヤシ、サンフィッシュ科のブルーギル、オオクチバス、コクチバスの3科5種が確認されました。

注) 国外外来種の選定基準について

注 2) 外来種とは、本来その生物が生息していない地域に貿易や人の移動などを介して意図的・非意図的に導入された種をいいます。外来種のうち、日本国外から持ち込まれた種を「国外外来種」といい、日本国内の種であっても本来その生物が生息していない地域に、他の場所から持ち込まれた種は「国内外来種」といいます。

本資料でいう国外外来種とは、おおよそ明治以降に人為的影響により導入したと考えられる国外由来の動植物すべてを指し、導入以後に国内に定着した種であるか否かの判断は、選定の際に考慮していません。また、外来種の選定は、9～11 ページに掲載した文献および12 ページに掲載した学識者による意見をもとに行っています

注 3) 特定外来生物とは、『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(最終改正及び施行2014年6月)』により、輸入や飼養等が規制される生物(生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる)です。おおむね明治以降に国外から導入された国外外来種のうち、生態系、人の生命・身体及び農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがある生物が指定されています(指定された外来生物と在来種が交雑した生物も含む)。

注 4) 生態系被害防止外来種リスト(我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト)とは、我が国の生物多様性を保全するため、さまざまな主体の参画のもとで外来種対策の一層の進展を図ることを目的とし、環境省及び農林水産省が「生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがある生物」を生態的特性及び社会的状況も踏まえて選定した外来種リストです。リスト中には特定外来生物法で指定された生物も含まれています。また、魚類、植物、哺乳類、両生類、爬虫類、陸上昆虫類においては、国内外来種も一部選定されています。

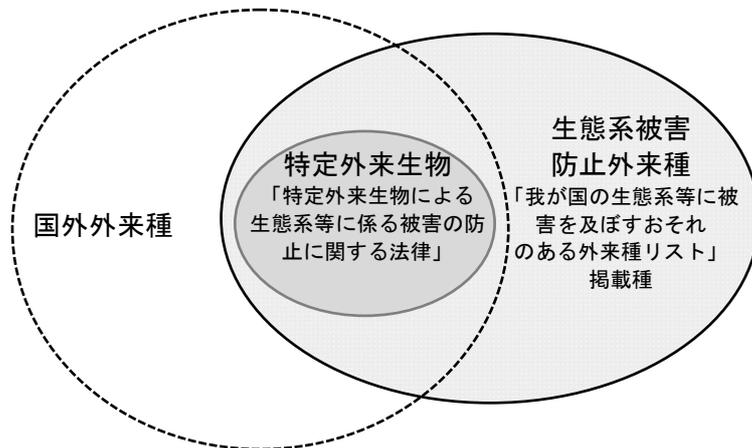


図 (参考) 国外外来種、生態系被害防止外来種、特定外来生物の関係